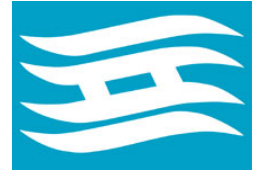


兵庫県公報

令和4年10月5日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（人事課）	1
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（地域振興課）	25
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課）	26
○ 建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	27
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（教職員企画課）	27

公布された法令のあらまし

◎職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第39号）

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

兵庫県立兵庫津ミュージアムにおけるひょうごはじまり館の開館に伴い、資料の観覧に係る料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正により、みなし指定地域特定施設を定める同令の規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について同法の引用条文を改めることとした。

- 1 建築基準条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例

◎使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第43号）

教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状の更新制が廃止されたことに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第39号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7、」に改め、「第43条第3項」の右に「並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」を加える。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、別表第1に掲げる施設等（兵庫県病院事業の病院及び診療所を除く。）において医療業務に従事する者及び別表第2に掲げる施設等の長の定年は、年齢70年とする。第3条各号を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「その」を「当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 地公法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師のうち、別表第1に掲げる施設等において医療業務に従事する者が占める職及び別表第2に掲げる施設等の長を除く。）とする。

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第17条の3第1項、公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第20条第1項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号）第6条の3及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年兵庫県条例第18号）第11条に規定する者が占める職
- (2) 防災監
- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職
 - ア その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
 - イ その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの
- (4) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職
- (5) 警察職給料表の適用を受ける職員であって、次に掲げるものが占める職

- ア その職務の級が8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
 - イ その職務の級が7級である職員
 - ウ その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 地公法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、地公法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る地公法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占め

る職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する医師又は歯科医師を除く。）に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の

末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 10 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が同日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第1及び別表第2中「第3条」の右に「、第6条」を加える。

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第2条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)第9条の4
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)第32条の4
- (3) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)第2条の2
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第4条第1項
- (5) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年兵庫県条例第23号)第2条

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第12条の3の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3第2項を削る。

第17条第2項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条第3項並びに第26条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第3号の2」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の6条を加える。

(特定日以後の給料月額の特例)

第7条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員

- (3) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員
（管理監督職勤務上限年齢調整額）

第8条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条第1項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（特定任命により職員となった者の管理監督職勤務上限年齢調整額）

第9条 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7条第1項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額）

第10条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8条第1項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 2 附則第8条第1項、前条第1項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2条又は前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（読替規定）

第11条 附則第8条第1項、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条の2第2項及び第25条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

（補則）

第12条 附則第7条から前条までに定めるもののほか、附則第7条第1項の規定による給料月額、附則第8条第1項の規定による給料その他附則第7条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000	円 521,400	

別表第2再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 217,500	円 258,700	円 283,500	円 325,900	円 384,400

別表第3再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第4再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

別表第5再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 241,500	円 253,200	円 257,300	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 342,800	円 377,900	円 409,500

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第6条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条の2の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第10条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条の2第2項を削る。

第19条第2項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条第2項、第28条第3項並びに第29条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第5号の2」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の5条を加える。

(特定日以後の給料月額の特例)

第5条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤務職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第6条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条第1項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第10条の規定に

より当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額)

第7条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員に限り、前条第1項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 前条第1項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前条又は前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(読替規定)

第8条 附則第6条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による給料を支給される職員に対する第13条の3及び第28条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

(補則)

第9条 附則第5条から前条までに定めるもののほか、附則第5条第1項の規定による給料月額、附則第6条第1項の規定による給料その他附則第5条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 301,300	円 331,100	円 415,200

別表第1備考2中「給料月額」の右に「又は基準給料月額」を加える。

別表第2再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

別表第2備考2中「給料月額」の右に「又は基準給料月額」を加える。

(職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

5 当分の間、第2条の2第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「並びに職員の給

与等に関する条例附則第7条第1項、公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第5条第1項又はこれらの規定に相当する規則若しくは管理規程の規定による措置とする」とする。

- 6 第3条第3項の規定は、職員の給与等に関する条例附則第7条第1項、公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第5条第1項又はこれらの規定に相当する規則若しくは管理規程の規定による措置の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により降給することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を削り、「第18条第1項」の右に「、職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条若しくは第13条第1項」を加える。

第2条の4第1項中「第5条の2まで、第7条及び第7条の2」を「第5条の4まで及び第7条から第7条の2の2まで」に改める。

第4条第1項中「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)」を「定年条例」に改める。

第5条の2第1項中「前条第1項」を「第5条第1項」に改め、「あるもの」の右に「(以下「定年前早期退職者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 定年前早期退職者に対する前条の規定の適用については、同条第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とする。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(特定理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間(第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等、職員の給与等に関する条例附則第7条第1項の規定による給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由(以下「特定理由」という。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

第5条の3の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となった後に退職した者の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の4 第5条の2(前条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額又は給料月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)」と

あるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。）により職員となった後に退職した者」と、「地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額又は給料月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額又は給料月額のうち」と、同条及び前条第3項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額等」と読み替えるものとする。

第7条の2中「第5条の2に規定する者」を「定年前早期退職者」に、「前条」を「前2条」に、「同条」を「第7条」に、「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に、「とする」を「と、第7条の2中「第5条の2（）」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2（）」と、「第5条の2第2号イ（）」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2第2号イ（）」と、「第5条の2の」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第5条の2の」と、同条第1号中「次号において同じ。）」とあるのは「以下この号及び次号において同じ。）」及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「第5条の2第2号イ」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2第2号イ」と、「及び退職日給料月額」とあるのは「並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「当該割合」とあるのは「当該同項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合」とする」に改め、同条を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる第5条の2第2号イ（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、第5条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の4において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額等（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額等をいう。）。次号において同じ。）に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条第1項中「、第5条」の右に「、第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第13条第2項中「18日」の右に「（1月間の日数から兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他任命権者が別に定めるものを除く。）を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条の3の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条の4第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条の6第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年

前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第1条ただし書中「、附則第5条から附則第8条まで（附則第6条第5項を除く。）の規定は、昭和29年4月1日から適用し」を削り、「附則第9条」を「附則第2条」に改める。

附則第2条から第8条まで並びに附則第9条の前の見出し及び同条を削る。

附則第9条の2に見出しとして「(退職手当等受給退職をしたことがある者の退職手当の特例)」を付し、同条中「(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)」を削り、「、退職」を「、当該退職(以下「退職手当等受給退職」という。))」に改め、「その者」の右に「(以下「退職手当等受給後退職者」という。))」を加え、「第2条の4から第5条の2まで及び第7条から第8条までの規定による」を削り、「額については、前条第1項の規定の例による」を「基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- (2) その者が退職手当等受給退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間が当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなし、かつ、当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（退職手当等受給退職を2回以上した者については、それぞれの退職手当等受給退職に係る当該割合を合計した割合）

附則第9条の2に次の5項を加える。

2 退職手当等受給後退職者（特定任命により職員となった後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、特定理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条の2及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 特定減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合
 - イ 前項第2号に掲げる割合
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア 前項第1号に掲げる割合
 - イ 前号アに掲げる割合

3 第5条の4の規定にかかわらず、前項の規定は、退職手当等受給後退職者のうち、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。

4 退職手当等受給後退職者のうち、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額は、第5条の3、第7条の2の2及び附則第18条から第20条までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける者との均衡を勘案して、任命権者が別に定める。

5 前各項の場合における第8条第1項及び第9条第6項の規定の適用については、第8条第1項中「規定する者」とあるのは「規定する者（附則第2条第1項に規定する退職手当等受給後退職者を除く。）」と、第9条第6項中「退職により」とあるのは「退職（附則第2条第1項に規定する退職手当等受給退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、退職手当等受給後退職者に対する退職手当に関して必要な事項は、任命権者が別に定める。

附則第9条の2を附則第2条とし、附則第10条及び第10条の2を削る。

附則第10条の3中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）」に、「旧電信電話公社」を「日本電信

電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）に改め、同条を附則第3条とし、附則第10条の4を附則第4条とする。

附則第10条の5中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同条を附則第5条とし、附則第10条の6を附則第6条とし、附則第11条から第19条までを削る。

附則第20条中「条例第37号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第37号。以下「条例第37号」という。）」に、「第5条の2まで」を「第5条の4まで又は附則第2条及び附則第13条から第20条まで」に、「附則第20条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第7条とする。

附則第21条中「同項」の右に「、第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は附則第2条並びに附則第16条及び第17条」を加え、同条を附則第8条とする。

附則第22条中「第5条」の右に「又は附則第14条」を加え、「附則第20条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第23条及び第24条を削る。

附則第25条中「減額改定（）」を「減額改定（給料月額を改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）（）」に改め、同条を附則第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となった後に退職した者の俸給月額）

第11条 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第26条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条を附則第12条とし、附則に次の見出し及び8条を加える。

（60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例）

第13条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13条」とする。

第14条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14条」とする。

第15条 前2条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として任命権者が別に定める職員

（職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 職員の給与等に関する条例附則第7条第1項の規定による給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第17条 第3条第1項に規定する給料月額には、職員の給与等に関する条例附則第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定により支給される給料を含むものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置）

第18条 当分の間、勸奨を受けて退職した職員に対する第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項中「定年条例第2条の規定による定年退職日」とあるのは「60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）第1条の規定による改正前の定

年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳)に達した日以後における最初の3月31日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳)」と、第7条の2の2中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳)」と、「同号イ」とあるのは「第5条の2第2号イ」とする。

第19条 当分の間、次の各号に掲げる者(職制若しくは定数の改廃により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で、任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)が当該各号に定める年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項及び第3項並びに第7条の2の2中「100分の2」とあるのは、「附則第19条各号に掲げる者が当該各号に定める年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、「同号イ」とあるのは「第5条の2第2号イ」とする。

- (1) 附則第15条各号に掲げる職員以外の者 60歳
- (2) 附則第15条第1号及び第2号に掲げる職員 65歳
- (3) 附則第15条第3号に掲げる職員 任命権者が別に定める年齢

第20条 当分の間、前条各号に掲げる者(職制若しくは定数の改廃により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で、任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)が当該各号に定める年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項及び第3項並びに第7条の2の2中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を削り、「第18条第1項」の右に「、職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条若しくは第13条第1項」を加える。

第2条の4中「第5条の2まで、第7条及び第7条の2」を「第5条の3まで及び第7条から第7条の2の2まで」に改める。

第4条第1項中「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)」を「定年条例」に改める。

第5条の2第1項中「前条第1項」を「第5条第1項」に改め、「あるもの」の右に「(以下「定年前早期退職者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 定年前早期退職者に対する前条の規定の適用については、同条第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とする。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(特定期間により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間(第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、地方公

公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）附則第7条第1項又は公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）附則第5条第1項の規定による給料月額の変更その他人事委員会規則で定める理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

第7条の2中「第5条の2に規定する者」を「定年前早期退職者」に、「前条」を「前2条」に、「同条」を「第7条」に、「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に、「とする」を「と、第7条の2中「第5条の2の」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2の」と、「同条第2号イ」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2第2号イ」と、「同条の」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する同条の」と、同条第1号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「第5条の2第2号イ」とあるのは「第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する第5条の2第2号イ」と、「及び退職日給料月額」とあるのは「並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「当該割合」とあるのは「当該同項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合」とするに改め、同条を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同条第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の4第1項中「、第5条」の右に「、第5条の2」を加える。

第11条第2項中「18日」の右に「（1月間の日数から兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他任命権者が別に定めるものを除く。）を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条の3の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第13条の4第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第13条の6第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第1条ただし書中「、附則第5条から附則第8条まで（附則第6条第5項を除く。）の規定は、昭和29年3月26日から適用し」を削り、「附則第9条」を「附則第2条」に改める。

附則第2条から第8条まで並びに附則第9条の前の見出し及び同条を削る。

附則第9条の2に見出しとして「（退職手当等受給退職をしたことがある者の退職手当の特例）」を付し、同条中「（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）」を削り、「、退職」を「、当該退職（以下「退職手当等受給退職」という。）」に改め、「その者」の右に「（以下「退職手当等受給後退職者」という。）」を加え、「第2条の4から第5条の2まで及び第7条から第7条の4までの規定による」を削り、「額については、前条第1項の規定の例による」を「基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- (2) その者が退職手当等受給退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間が当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなし、かつ、当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（退職手当等受給退職を2回以上した者については、それぞれの退職手当等受給退職に係る当該割合を合計した割合）

附則第9条の2に次の4項を加える。

2 退職手当等受給後退職者の基礎在職期間中に、特定理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条の2及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 特定減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合
 - イ 前項第2号に掲げる割合
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア 前項第1号に掲げる割合
 - イ 前号アに掲げる割合

3 退職手当等受給後退職者のうち、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額は、第5条の3、第7条の2の2及び附則第18条から第20条までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける者との均衡を勘案して、兵庫県教育委員会が別に定める。

4 前各項の場合における第7条の4第1項及び第8条第6項の規定の適用については、第7条の4第1項中「規定する者」とあるのは「規定する者（附則第2条第1項に規定する退職手当等受給後退職者を除く。）」と、第8条第6項中「退職により」とあるのは「退職（附則第2条第1項に規定する退職手当等受給退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、退職手当等受給後退職者に対する退職手当に関して必要な事項は、兵庫県教育委員会が別に定める。

附則第9条の2を附則第2条とし、附則第10条及び第10条の2を削る。

附則第10条の3中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同条を附則第3条とし、附則第10条の4を附則第4条と

する。

附則第10条の5中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同条を附則第5条とし、附則第10条の6を附則第6条とし、附則第11条から第17条までを削る。

附則第18条中「条例第40号」を「公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第40号。以下「条例第40号」という。）」に、「第5条の2まで」を「第5条の3まで又は附則第2条及び附則第14条から第20条まで」に、「附則第18条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第7条とする。

附則第19条中「同項」の右に「、第5条の2又は附則第2条並びに附則第16条及び第17条」を加え、同条を附則第8条とする。

附則第20条中「第5条」の右に「又は附則第15条」を加え、「附則第18条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第21条及び第22条を削り、附則第23条を附則第10条とする。

附則第24条中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第25条中「減額改定（）」を「減額改定（給料月額の変動をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）（）」に改め、同条を附則第12条とする。

附則第26条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条を附則第13条とし、附則に次の見出し及び7条を加える。

（60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例）

第14条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14条」とする。

第15条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15条」とする。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第16条 職員の給与等に関する条例附則第7条第1項及び公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第5条第1項の規定による給料月額の変動は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第17条 第3条第1項に規定する給料月額には、職員の給与等に関する条例附則第8条第1項若しくは第10条第1項若しくは第2項又は公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第2項の規定により支給される給料を含むものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置）

第18条 当分の間、勸奨を受けて退職した職員に対する第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項中「定年条例第2条の規定による定年退職日」とあるのは「60歳に達した日以後における最初の3月31日」と、同項及び第7条の2の2中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

第19条 当分の間、職制若しくは定数の改廃により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で、兵庫県教育委員会が知事と協議して定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項及び第3項並びに第7条の2の2中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第20条 当分の間、前条に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の2の2の規定の適用については、第5条の3第1項及び第3項並びに第7条の2の2中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第10条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和38年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の右に「その発令の日に受ける」を、「の額」の右に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第11条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(特定日以後の給与に関する措置)

9 当分の間、公営企業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員として管理規程で定める職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

(兵庫県学校教職員定数条例の一部改正)

第13条 兵庫県学校教職員定数条例(昭和51年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第14条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地公法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例の一部改正)

第15条 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「限り、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)第9条第2項第4号に規定するものを除く」を「限る」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「及び地方公務員法」を「及び同法」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第16条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」に改め、「で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項、第5条の2第2項及び第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第17条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正

する。

第2条第2項第1号中「地公法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第18条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（特定日以後の給与に関する措置）

5 当分の間、病院事業の管理者は、管理規程で定めるところにより、職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員として管理規程で定める職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給与について、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第19条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第20条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「18日」の右に「（1月間の日数から兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第14条第1項中「18日」の右に「（1月間の日数から兵庫県の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第21条 職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中職員の退職手当に関する条例（以下「職員退職手当条例」という。）第13条の改正規定及び職員退職手当条例附則第26条の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）、第9条中公立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「学校職員退職手当条例」という。）第11条の改正規定及び学校職員退職手当条例附則第26条の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに第20条の規定並びに附則第11条、第20条、第21条、第27条及び第28条の規定は、公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第2条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年（第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設

置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は附則第9条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。以下同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年（第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「改正後の地公法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に改正後の定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により採用された職員の前項の規定による任期の更新は、当該職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。以下同じ。）における同項各号に掲げる者に相当する者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者に相当する者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 任命権者は、改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第1項各号に掲げる者に相当する者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、改正後の地公法第22条の5第3項において準用する改正後の地公法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第2項各号に掲げる者に相当する者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地公法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2条から第5条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

（勤務延長に関する経過措置）

第9条 任命権者は、施行日前に改正前の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧勤務延長職員」という。）について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年が基準日の前日における新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年）を超える職（基準日における新定年が改正後の定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年相当年齢が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年相当年齢が改正後の定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下「新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、これらの規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条

において同じ。)の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与等に関する条例(以下「職員給与条例」という。)第8条又は公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「教育職員給与条例」という。)第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、職員給与条例第10条第2項又は教育職員給与条例第10条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第13条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員給与条例第8条又は教育職員給与条例第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、職員給与条例第10条第2項又は教育職員給与条例第10条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正後の勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員給与条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第25条第3項及び第27条の3並びに第6条の規定による改正後の教育職員給与条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)第26条第2項、第28条第3項及び第30条の2の規定を適用する。

第16条 改正後の職員給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第17条 改正後の教育職員給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第18条 改正後の職員給与条例附則第7条から第12条までの規定及び改正後の教育職員給与条例附則第5条から第9条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第9条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員退職手当条例及び学校職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の職員退職手当条例(以下「改正後の職員退職手当条例」という。)第1条及び第9条の規定による改正後の学校職員退職手当条例(以下「改正後の学校職員退職手当条例」という。)第1条の規定の適用については、これらの規定中「第13条第1項」とあるのは、「第13条第1項、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項若しくは第2項」とする。

第20条 改正後の職員退職手当条例第13条第2項及び改正後の学校職員退職手当条例第11条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第21条 改正後の職員退職手当条例第13条第4項及び改正後の学校職員退職手当条例第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後にこれらの項の事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定め

る者に該当するに至った者について適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 施行日から令和14年3月31日までの間における第14条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第2条第1項若しくは第2項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。)」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例第3条第3項、第4条第1項ただし書及び第2項ただし書、第5条第2項、第5条の2第2項、第9条第1項並びに第15条第1項の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 施行日から令和14年3月31日までの間における第17条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「又は第13条第1項」とあるのは、「若しくは第13条第1項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項若しくは第2項」とする。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第18条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第24条の規定を適用する。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第20条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条第1項及び第14条第1項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第28条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第29条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年兵庫県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の右に「又は附則第13条若しくは第14条」を加え、「第5条の2まで」を「第5条の4まで又は附則第2条及び附則第13条から第20条まで」に改める。

附則第4項中「同項」の右に「又は退職手当条例第5条の2(退職手当条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」若しくは附則第2条並びに退職手当条例附則第16条及び第17条」を加える。

附則第5項中「第5条」の右に「又は附則第14条」を加える。

(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第30条 公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の右に「又は附則第14条若しくは第15条」を加え、「第5条の2まで」を「第5条の3まで又は附則第2条及び附則第14条から第20条まで」に改める。

附則第4項中「同項」の右に「又は退職手当条例第5条の2若しくは附則第2条並びに退職手当条例附則第16条及び第17条」を加える。

附則第5項中「第5条」の右に「又は附則第15条」を加える。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第31条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年兵庫県条例第69号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第20条」を「附則第7条」に改める。

附則第15項中「附則第18条」を「附則第7条」に改める。

(職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第32条 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5条の2まで、第7条から第8条まで及び附則第20条から第22条まで」を「第5条の4まで、第7条から第8条まで及び附則第7条から第9条まで」に、「第5条の2まで、第7条から第7条の4まで及び附則第18条から第20条まで」を「第5条の3まで、第7条から第7条の4まで及び附則第7条から第9条まで」に改める。



兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第40号

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条第2項中「及び第6条」を「から第7条まで」に改め、同条第3項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特別に展示している資料を観覧する場合の第5条に規定する料金の額は、前項の規定による額により難しいときは、同項の規定にかかわらず、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1項を加える。

(観覧)

第5条 別表第1に掲げる兵庫津ミュージアムの施設に展示している資料を観覧しようとする者は、当該資料の観覧に係る料金を納めなければならない。

別表第2中「第9条」を「第10条」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「第6条、第9条」を「第7条、第10条」に、

「

初代県庁館	和室	1,000円	1,400円	2,400円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

」

を

初代県庁館	旧同心屋敷		1,000円	1,400円	2,400円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	取次役所		1平方メートル当たり1日につき48円			
	旧船見番小屋		1平方メートル当たり1日につき48円			
	イベント広場		1平方メートル当たり1日につき30円			
ひょうごはじまり館	研修室	A	3,000円	4,200円	7,200円	
		B	3,000円	4,200円	7,200円	
	企画展示室		1日につき7,200円			
	エントランス		1平方メートル当たり1日につき48円			
ライブラリー		1平方メートル当たり1日につき48円				
利便施設			使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第5条、第10条関係）

区分			基準額（1人につき）		備考
			個人	団体	
有料展示施設	常時展示している資料のみを閲覧する場合	一般	300円	200円	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
		大学生	200円	150円	
		高校生以下	無料		
	特別に展示している資料を閲覧する場合	一般	1,000円	800円	
		大学生	800円	600円	
		高校生以下	無料		

附 則

この条例は、令和4年11月23日から施行する。



水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第41号

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「及び」の右に「法第2条第3項に規定する指定地域特定施設（」を、「という。）を」の右に「含む。以下「指定地域特定施設」という。）を」を加え、同表備考4中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に改める。

別表第2備考6(2)中「みなし指定地域特定施設」を「指定地域特定施設」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第3項に規定する指定地域特定施設(以下「指定地域特定施設」という。)(令和4年4月1日以後に設置されたものに限る。)を設置している者の当該指定地域特定施設のみを特定施設等(同第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいう。)として設置している工場又は事業場については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間は、改正後の条例の規定は、適用しない。



建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第42号

建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

- 第1条 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。
第27条の5中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。
第27条の10中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。
(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- 第2条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。
別表第4の21の部(36)の款中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同部(41)の4の款中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第43号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。
別表第4の13の部(1)の款中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同部(2)の款中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同部(3)の款中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同部(6)の款中「及び第4項」を削り、同部中(7)の款及び(8)の款を削り、(9)の款を(7)の款とし、(10)の款を(8)の款とし、(11)の款から(14)の款までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。